

こんにちは。

今回も人事労務に関する実務上の疑問点や最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

- Q1. 職場における新型コロナウイルス対策、具体例は？
- Q2. 労働者に医師による面接指導を受けさせる場合、オンラインの対応は可能でしょうか？
- Q3. 2020年12月1日より資格喪失届の「喪失原因」欄に、「11.社会保障協定」が追加されましたが、社会保障協定とは何ですか？この喪失原因はどういった時に該当しますか？
- Q4. 未払給与がある場合の年末調整はどうすればいいですか？
- Q5. 育児休業は、短い期間でも社会保険料が免除になるのでしょうか？

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

Q1. 職場における新型コロナウイルス対策、具体例は？

A. 厚生労働省がチェックリストを公開しています。

新型コロナウイルスの感染が拡大しつつある今日、企業の労務管理においても職場における新型コロナウイルスの感染拡大防止が重要なポイントとなっています。

厚生労働省が、職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実施状況を確認することを目的としたチェックリストを公表しています。チェックリストには感染防止のための基本的な対策や具体的な措置・注意点などが網羅されています。社内での感染拡大を防ぐため、チェックリストを活用して自社の対応状況を確認しましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15080.html

(望月)

Q2. 労働者に医師による面接指導を受けさせる場合、オンラインの対応は可能でしょうか？

A. 一定の要件を満たすことができれば可能です。

労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項等の規定において、時間外・休日労働時間が月 80 時間を超える者等、会社は一定の要件を満たす労働者に対して医師の面接指導の実施が義務付けられています。

この面接指導をオンラインで行う場合、主に以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

<主な要件>

- ・医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認でき、映像と音声の送受信が常に安定していること
- ・情報セキュリティが確保されること
- ・労働者が機器の操作を容易に利用できること
- ・面接指導の内容が第三者に知られることがないような環境を整備していること 等

■情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項等の規定に基づく医師による面接指導の実施について

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T201124K0010.pdf>

(市川)

Q3. 2020 年 12 月 1 日より資格喪失届の「喪失原因」欄に、「11.社会保障協定」が追加されましたが、社会保障協定とは何ですか？この喪失原因はどういった時に該当しますか？

A. 社会保障協定とは、加入すべき制度を二国間で調整し、年金加入期間の通算を行うことで、下記問題の解決を目的とする、二国間協定です。

- ・外国で就労する場合、母国の社会保障制度の保険料と二重に負担しなければならない問題(二重加入の防止)
- ・一定の期間その国の年金制度に加入しても、その国の年金受給資格要件の年数を満たすことができず、保険料が掛け捨てになる問題(年金加入期間の通算)

一時的に日本に派遣されて就労しており日本の社会保険制度に加入していた方のうち、新たに社会保障協定が発効されたこと等により協定相手国から「適用証明書」の

交付を受けた場合、日本の社会保障制度への加入が免除となりますので、新たに追加された「11.社会保障協定」の項目で喪失を行います。

手続き方法に関しましては以下をご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/shikumi/njukanyuboshi/20120802-02.html>

また、協定相手国に関しましては以下をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>

(杉田)

4. 未払給与がある場合の年末調整はどうすればいいですか？

A. 未払分の給与も含めて年末調整を行います。

年末調整を行う際に未払が残っている場合は、その未払となっている給与等の金額も年間の給与等の支払金額の総額に含めるとともに、その未払給与等に対応する所得税及び復興特別所得税の額も年間の所得税及び復興特別所得税の額の総額に含めたところで年末調整を行います。

源泉徴収票の作成に当たっては、未払い分の金額及び未徴収税額を支払金額及び源泉徴収税額の欄に内書することになります。

国税庁 未払の給与がある場合の記載方法

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hotei/7/06.htm>

(巻下)

Q5. 育児休業は、短い期間でも社会保険料が免除になるのでしょうか？

A. 育児休業期間の長さに関わらず「育児休業を開始した日の属する月から、育児休業が終了した日の翌日が属する月の前月まで」の期間について、社会保険料が免除となります。

社会保険料は1ヶ月ごとにかかりますが、育児休業期間の長さに関わらず、月末が含まれている場合にその月が免除となります。

育児休業は原則お子様が1歳になるまでの数ヶ月に渡る期間休業されることが一般的ですが、特に男性の場合は短期間で取得することもあり、育児休業期間が1ヵ月未満の場合は社会保険料が免除にならないこともあります。

例 1

育児休業期間が1月1日～1月31日(1ヶ月間)の場合

→1月分の社会保険料が免除

例 2

育児休業期間が1月24日～2月6日(2週間)の場合

→1月分の保険料が免除

例 3

育児休業期間が1月10日～1月23日(2週間)の場合

→社会保険料は免除となりません

なお、男性の育児休業取得の促進や、休業する日によって社会保険料が免除されたり、されなかったりするケースが存在する不公平が生じているため、

- ・分割取得を可能にする
 - ・社会保険料免除は2週間以上の休業が必要
- 等の改正案が検討されています。

参考資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000698355.pdf>

(佐藤)

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで
社会保険労務士山口事務所
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷 3-15-4 アロス渋谷ビル 5階
TEL: 03-6427-1191 FAX: 03-6427-1192
Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>
Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
